

議案第32号 小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和6年度から、従事員名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員について勤勉手当を支給するための所要の改正等を行うもの。

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例(令和元年小松島市条例第30号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「給与」とは、報酬及び期末手当をいう。</p> <p>(臨時従事員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第6条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた臨時従事員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「給与」とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(臨時従事員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第6条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた臨時従事員には、その間に勤務した全時間に対して、<u>夜間勤務に係る報酬</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時従事員の勤勉手当)</p> <p><u>第9条の2 会計年度任用職員給与条例第25条の2第1項及び同条例第2項において準用する同条例第25条第3項の規定は、名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員について準用する。この場合において、同条例第25条の2第1項中「パートタイム会計年度任用職員としての在職期間」とあるのは「臨時従事員としての名簿登録</u></p>	<p></p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

(臨時従事員の通勤に係る費用弁償)

第11条 臨時従事員が給与条例

第11条の4

第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2・3 (略)

期間」と、同条第2項において準用する同条例第25条第3項中「会計年度任用職員として任用され、」とあるのは「臨時従事員として従事員名簿に登録され、」と、「パートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期」とあるのは「臨時従事員として従事員名簿に登録された者の名簿登録期間」と、「前会計年度における任期」とあるのは「前会計年度における名簿登録期間」と、「任用に係る」とあるのは「名簿登録期間に係る」と、「第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員」とあるのは「名簿登録期間が6箇月以上の臨時従事員」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による臨時従事員の勤勉手当の支給について準用する。

(臨時従事員の通勤に係る費用弁償)

第11条 臨時従事員が小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第11条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2・3 (略)

改正